

事 務 連 絡

平成 30 年 3 月 2 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道企画課 管理企画指導室 課長補佐
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

死亡事故撲滅へ向けた受注者等への指導徹底について（依頼）

「安全に関する講習会・研修会等の実施状況の報告について（依頼）」（平成 29 年 11 月 9 日付け事務連絡）における実施状況を取りまとめたところ、下水道工事及び維持管理作業を実施しているにもかかわらず、安全に対する具体的な取り組みを実施していない団体が見受けられました（別紙 1）。

さらに、平成 29 年 11 月 9 日付け下水道部長名通知による非常事態宣言後においても死亡事故が発生していることを鑑み、「死亡事故増大に伴う受注者への指導徹底について」（平成 30 年 3 月 2 日付け国水下企第 109 号・国水下事第 65 号）を発出し、各下水道管理者に対して、改めて安全管理の徹底に努めて頂くようお願いしているところです。

以上を踏まえ、国、地方公共団体、民間事業者が一体となった死亡事故撲滅に向けて、下記の通り受注者等への指導徹底をお願いします。

なお、今後、死亡事故が発生した場合、本省による個別ヒアリングを行い、再発防止策や今後の安全管理方針等の確認を行うことを申し添えます。

記

1. 契約中の工事及び維持管理業務（着手前の場合は、施工計画書提出時又は初回打合せ時）において、今年度発生した死亡事故事例集（別紙 2）を活用し、元請業者及び下請業者等（現場作業に携わる直営職員含む）への指導を行うこと。
2. 関係者全員が死亡事故撲滅に対する共通認識を持つため、「非常事態宣言中」のポスター（別紙 3）を全ての工事現場や維持管理作業員詰所等に掲示すること。